

2014年6月5日

代表理事談話

外形標準課税の適用拡大に反対します

一般社団法人北海道中小企業家同友会

代表理事 守 和彦

代表理事 本郷 利武

〒060-0906 札幌市東区北6条東4丁目8-44

Tel.011-702-3411 fax011-702-9573

私たち一般社団法人北海道中小企業家同友会（会員数 5,750 社）は、1969 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めて参りました。

さて、すべての中小企業が消費税の 5%から 8%への引き上げの対応に追われている最中、中小企業向けの増税策が議論の俎上にのっています。政府税制調査会は、法人税減税の代替財源として次のことなどを検討しています。

一、法人事業税の外形標準課税適用拡大について。資本金 1 億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となります。中小企業にとっては地域での雇用維持が難しくなり、負担は増します。外形標準課税適用拡大に反対します。

一、負担能力に応じた税率の否定について。中小企業の法人所得 800 万円までの部分に適用されている軽減税率 15%を取りやめ、大企業と同じ 25.5%に引き上げるのは、負担能力に応じた税率の否定につながり、反対します。

一、欠損金の繰り越し控除の縮小について。過去の赤字を翌年度以降の繰越損金にできたが、これに一定の制限を設けることは、地域経済に打撃を与えかねないので、反対します。

消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営の意欲を損なうおそれがあります。しかも、増税の理由が、法人税減税の代替財源だと聞くに及び、全く理解ができかねることです。

私たち中小企業家は、今春の賃上げや労働条件の改善では精一杯の努力を重ねてきましたが、このような増税は景気回復の芽を摘みかねません。従って増税には断固反対の立場を表明するものです。